

令和2年4月1日

学生・保護者各位

松江工業高等専門学校  
校長 大津宏康

## 松江高専における新型コロナウイルス感染症拡大防止について

新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しており、学生・保護者の皆様の中には令和2年度の学校生活に不安を感じている方もおられると思います。

つきましては、新学期の授業実施に向けて下記の対応をとることにしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 海外渡航について

外務省 HP で紹介されている「新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置と入国後の行動制限措置に関する状況」の指示に従って行動して下さい。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

本校学生による不要不急の海外渡航は当面の間すべて禁止とします。また、トビタテ留学・旅行等で既に海外渡航をしている学生は検疫や厚生労働省の指示に従うのはもちろん、帰国後に14日間自宅での健康観察を義務付けます（この期間中は不要不急の理由による学校敷地内への立入りを禁止します）。また、この健康観察期間中に新型コロナウイルス感染症の症状が現れた場合はすぐ医療機関を受診してください。また、健康観察期間終了後は、欠席届・健康観察記録表を学生課教務係まで提出してください。本校では、健康観察期間もしくは帰寮日までを出席停止扱いとします（なお、4月1日以降の状況によって対応を変更する場合があります）。

#### 2. 健康状態の確認のお願い（全学生対象）

学生諸君は毎日登校前に体温測定を行い、健康観察記録表に記入して、必ず健康状態の把握を行ってください。健康観察記録表は、松江高専のホームページからもダウンロード可能です。

#### 3. 症状がある場合・感染の疑いのある時の対応について

以下のいずれかの場合も必ず学校（学級担任、アドバイザー、寮務係、教務係のいずれか）に連絡を入れるようにしてください。

症状等	対応
①・37.5度以上の発熱がある場合（ただし、体温には個人差があるので平熱+1.0度を目安として判断する） ・咳やのどの痛み、強い倦怠感や息苦しさがある。（アレルギー、喘息などの感染症以	学校に連絡し、自宅で静養して健康観察を行ってください。なお、静養した期間について健康観察記録表を必ず作成してください。 医療機関には直接行かずに事前に電話で相談した上で受診してください。

外の持病は除く) *少数ですが、最近では味覚障害、嗅覚障害の症状も報告されています。	37.5度以上の熱が <u>4日以上続く場合には</u> 、保健所に相談して指示を受けてください。 熱や症状のある期間は自己判断での登校は禁止します。
②感染確認者と濃厚接触した。あるいは家族で感染が確認された者が出た場合	すぐに学校と保健所に連絡し、保健所の指示に従って下さい。濃厚接触者に関しては自宅待機し経過観察の必要があります。経過観察期間は外出、登校はしないでください。

学校登校時あるいは寮生活時に上記の①②に該当する場合、早急に帰宅（寮生は帰省）をお願いします。その際は、公共交通機関の利用を避けるために自家用車による迎えをお願いします。

#### 4. 欠席の取り扱いについて

診断結果	取り扱い
新型コロナウイルス感染症の可能性が低いあるいは診断されなかった場合	<u>症状の発生（学校の欠席）～登校の前日までを出席停止扱いとします。</u> 医療機関等によって新型コロナウイルス感染症の可能性が低いと判断された場合あるいは症状が数日で快癒した場合は登校を認めます。この場合、登校時に欠席届・健康観察記録表（必須）を学生課教務係まで提出してください。登校再開にあたっては、医療機関を受診したことがわかる書類（領収証等）の提出を求めることがあります。
新型コロナウイルス感染症の可能性が高い、あるいは確定診断された場合	<u>症状の発生（学校の欠席）～登校の前日までを出席停止扱いとします。</u> 経過観察期間終了後あるいは治癒退院後、「PCR 陰性」の結果のコピーと欠席届を学生課教務係まで提出してください。

\*新型コロナウイルス感染症は、感染症法に基づく「指定感染症」に指定されたために罹患した場合は学校保健安全法19条によって「出席停止」となります。

#### 5. 授業の対応について

授業中に1回程度、休憩時間に1回必ず教室の換気を実施します。また、体育など一部の科目を除き、授業に参加する学生にマスクの着用を強く推奨します。現時点でマスクの入手が非常に困難ではありますが、感染拡大を防止するために、可能な範囲で、布マスクあるいは代用マスク、使い捨てマスクのいずれかを確保してください。

#### 6. 課外活動への対応について

(1) 通常の活動を行ってください。マスク、消毒などの予防措置を徹底すること、屋内はもちろんのこと屋外においても濃厚接触避けるなどの措置を徹底させます。島根県に感染者が出るなどの状況が発生した場合は、再度課外活動を禁止するなどの措置を取らざるを

得なくなりますのでご承知おきください。

(2) 当面の間、県外への遠征、県外チームの招聘などは禁止します。大会への参加につきましては学校にて協議いたします。

\*学校連絡先

教務係 0852-36-5132

寮務係 0852-36-5134

\*島根県保健所連絡先一覧

【帰国者・接触者相談センター】

受付時間(平日:8時30分~17時15分)なお、緊急の場合この限りではありません。

松江市・島根県共同設置松江保健所 0852-33-7673

雲南保健所 0854-47-7778

出雲保健所 0853-24-7028

県央保健所 0854-84-9812

浜田保健所 0855-29-5970

益田保健所 0856-31-9512

隠岐保健所 08512-2-9600

【一般相談窓口】

受付時間(平日:8時30分~17時15分)

松江市・島根県共同設置松江保健所 0852-33-7638

雲南保健所 0854-47-7777

出雲保健所 0853-24-7017

県央保健所 0854-84-9810

浜田保健所 0855-29-5967

益田保健所 0856-25-7011

隠岐保健所 08512-2-9900

県庁健康推進課 0852-22-5842 (FAX:0852-22-6328)

聴覚等に障がいのある方はFAXをご利用いただけます。

以上